

3. 食肉センター食肉市場使用料等

( )は非上場使用料等

	牛・馬	豚・仔牛・仔馬		めん羊 山 羊	摘 要
		枝肉100k g未満	枝肉100k g以上		
	円	円	円	円	
食肉センター使用料	2,100 (2,100)	577 (577)	577 (577)	(577)	市条例による
解体料	8,925 (8,925)	1,207 (1,207)	1,680 (1,680)	(1,207)	卸売業者が徴収
検査手数料	800 (800)	300 (300)	300 (300)	(100)	県条例による
格付手数料	540 ( 0)	105 ( 0)	105 ( 0)	-	日本食肉格付協会
協力費	-	(525)	(840)	(525)	卸売業者が徴収
組合費	20 ( 50)	5 ( 5)	5 ( 5)	( 5)	四日市と畜営業者組合等
計	12,385 (11,875)	2,194 (2,614)	2,667 (3,402)	(2,414)	
1頭/1日 冷蔵庫使用料	315	158	158	158	卸売業者が徴収
半丸/1日	158	79	79	79	〃
卸売業者冷蔵庫使用料	m <sup>2</sup> 当り月		1,050円		市条例による
売場使用料	〃		210円		〃
市場使用料	売上金額の		2/1,000		〃
事務所使用料	m <sup>2</sup> 当り月		315円		〃
卸売業者販売手数料	売上金額の		35/1,000		卸売業者が徴収